

答 申 情 第 2 0 0 号
令 和 7 年 7 月 3 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年11月27日付け文く安第52号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

〇〇について（令和6年10月4日起案の未決定文書）に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第319号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年10月7日に、処分庁（担当部署 文化市民局文化市民部くらし安全推進課。以下同じ。）に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書（令和6年9月24日以降のもの）

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「〇〇について（令和6年10月4日起案の未決定文書）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年10月25日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第3号及び第6号に該当

決定書の件名、公開件名の一部及び決裁・合議所属及び氏名の一部、決定書本文及び要旨の一部、別添1～4については、請求日時点では非公表情報であることから、公にすることにより、当該法人の営業活動上の秘密に関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるととも、当該法人との信頼関係を損ない、情報共有や連携・協力を得られなくなるなど、本市の路上喫煙対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和6年10月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、次の対応を求める審査請求をした。

全部公開を求める。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件公文書について

処分庁は路上喫煙対策を行う部署であり、取組の一環として、●●から寄付を受けた喫煙場所の維持管理等を行っている。

本件公文書は、処分庁が●●との接触に際して作成又は取得した文書を添付した決裁文書である。
本件公文書において、処分庁が非公開としたのは、決定書の件名、公開件名の一部及び決裁・合議所属及び氏名の一部、決定書本文及び要旨の一部並びに添付資料１～４である。

本件請求日（令和６年１０月７日）時点で、処分庁が●●との接触に際して作成又は取得した文書が存在することは事実だが、非公表の情報である。

そのため、どのような事案で処分庁が●●と接触したのか、また、どのような文書を作成又は取得したのかを本弁明書において具体的に説明することができなかった。

(2) 条例第７条第３号及び第６号に該当することについて

本件審査請求の争点は、審査請求書の記載内容から、本件公文書において非公開とした情報が、条例第７条第３号及び第６号に該当するか否かであると考えられるため、その該当性を以下に主張する。

ア 条例第７条第３号に該当することについて

●●の営業活動上の秘密に関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本件は条例第７条第３号に該当する。

イ 条例第７条第６号に該当することについて

これまで構築してきた処分庁と●●との信頼関係が損なわれ、路上喫煙対策に関する情報共有や連携・協力を得ることが困難になるなど、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、本件は条例第７条第６号にも該当する。

(3) その他

本件処分の通知を行う際に、本件請求日時点において非公開とした情報の一部（公開件名、決裁・合議所属及び氏名、決定書本文の全部、決定書要旨の一部並びに添付資料１～４のうちの一部）は、令和６年１１月下旬頃を目途に公開可能となる予定である旨を、公文書一部公開決定通知書の備考欄に記載している。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 全部公開を求める。

(2) 条例第７条第３、６号に該当しないため。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、●●から寄付受納を受けるために処分庁が令和６年１０月４日付けで作成した決定書である。非公開としたのは、決定書の件名欄の一部、公開件名欄の一部、決裁・合議欄の一部、本文欄の一部、要旨欄の一部及び添付資料（別紙１の寄付申出書、別紙２の寄付受納に係る設備の

見積書、別紙３の寄付受納書、添付４（原文ママ）の位置図及び計画図）の全部である。

本件請求日（令和６年１０月７日）時点で、処分庁が●●との接触に際して作成又は取得した文書が存在することは事実だが、非公表の情報であったものである。

(2) 本件処分について（条例第７条第３号又は第６号該当性について）

ア 処分庁は、本件公文書において非公開とした情報は、次のとおり条例第７条第３号及び第６号に該当すると主張する。

(ア) 条例第７条第３号に該当することについて

●●の営業活動上の秘密に関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本件は条例第７条第３号に該当する。

(イ) 条例第７条第６号に該当することについて

これまで構築してきた処分庁と●●との信頼関係が損なわれ、路上喫煙対策に関する情報共有や連携・協力を得ることが困難になるなど、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、本件は条例第７条第６号にも該当する。

イ 一方、審査請求人は、条例第７条第３号及び第６号には該当しないと主張する。

ウ 条例第７条第３号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分には、京都駅八条東口喫煙場所に設置する喫煙設備一式の寄付受納に関する事項が記載されていることが認められた。

なお、非公開とした決定書の決裁・合議欄の一部については、京都市の公有資産を管理する部署の所属名及び職員名が記載されており、処分庁に確認したところ、寄付受納を受けるに当たって、合議が必要な部署であるとのことであったため、これらの記述も京都駅八条東口喫煙場所に設置する喫煙設備一式の寄付受納に関する事項に含まれると判断する。

オ 一般に寄付とは、自らの意思で金銭や物品などを無償で提供することを意味し、寄付などの社会的活動については、自らの企業理念や経営理念に基づき、その内容や手法を決定し、実施しているものである。また、このような社会的活動について、その事実を法人等がどのような方法で公にするのか等も基本的には法人等が自ら決定すべき性質のものである。

カ 決定日時点において、●●による京都駅八条東口喫煙場所に設置する喫煙設備一式の寄付については公開されておらず、事前に寄付受納に関する事項を公開することは、寄付の事実を公にするという法人等の決定権を侵害するものであり、法人等の自由な社会活動を妨げるおそれがある。また、添付資料のうち、別紙２の寄付受納に係る設備の見積書及び添付４（原文ママ）の位置図及び計画図については、これらを公表することにより、施工事業者のノウハウだけではなく、寄付額が判明することになるため、本件においては、他所での寄付額との比較を招き、●●の自由な寄付額の決定が妨げられることも考えられる。したがって、京都駅八条東口喫煙場所に設置す

る喫煙設備一式の寄付受納に関する事項は、決定日時点において、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、条例第7条第3号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

なお、処分庁は、同条第3号該当性以外にも同条第6号該当性を主張するが、第3号に該当することから、同条第6号該当性の検討までは要しない。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年11月27日 諮問

12月25日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 6月19日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第2回会議）

7月31日 審議（令和7年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）